

広報 みさと 号外

第 19 報 令和 2 年 5 月 14 日発行

感染予防の継続を！！

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、全国的にも、熊本県においても、新規感染者数は一時期より減少傾向にありますが、感染予防に対する気の「緩み」が生じてしまうと、今後感染が拡大する可能性があります。引き続き不要不急の帰省や旅行など、県をまたぐ移動や繁華街の接待を伴う飲食店などへの外出自粛をお願いします。一人一人が意識を持つことで、感染の拡大を防ぐことができます。気の「緩み」を絶対に避け、新型コロナウイルス感染症を抑え込みましょう。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。



© 2010 熊本県くまモン

【新しい生活様式を定着させましょう】

基本的な感染症対策を実践し、一人一人が、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながります。

◆「新しい生活様式」による感染防止対策

- ・感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い
- ・咳エチケットや健康チェック、「3密」の回避
- ・移動に関する感染対策：感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える

＜その他の実践例＞

- ・レジに並ぶときは前後にスペースをあける
- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・食事は持ち帰りや出前を利用する など

感染拡大を防ぐには、町民の皆さまの協力が必要です。町民一丸となってこの難局を乗り越えていきましょう。

【相談・受診の目安が変更になりました】

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が変更になりました。次のいずれかに該当する方は直接病院には行かず、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合

◆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

◆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- ・妊婦の方については念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターなどにご相談ください。
- ・小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

◇問合先 帰国者・接触者相談センター（宇城保健所） ☎ 32-1207（24時間対応）



熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症対応資金として、新たな熊本県制度融資が創設されました。

- ◆資金名 熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金
- ◆融資限度額 3,000 万円
- ◆融資期間 10 年以内
- ◆据置期間 5 年以内
- ◆上限利率 1.90%
- ◆利子補助 3 年間の利子を県が全額補助 ※一定の要件があります
- ◆保証料 0.00% ※一定の要件があります
- ◆担保 不用
- ◆借換え 保証付債務からの借り換えが可能 ※一定の要件があります

※新型コロナウイルス感染症対応資金にて、セーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証のいずれかを活用した場合に、一定の要件を満たせば、保証料・利子の減免を受けることができます。



美里町新型コロナウイルス感染症融資の中小企業者利子補給

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、急激な経営悪化等の影響を受ける中小企業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス感染症に係る融資制度を利用し、金融機関などから運転資金などの融資を受けた利子について予算の範囲内で補助（利子補給）します。

＜対象事業者＞

次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- ◆新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給対象融資制度を利用し、金融機関などから運転資金などの融資を受けた事業者
- ◆町内に本社もしくは支店または事業所を有する法人または町内に住所を有する個人事業者であること
- ◆融資実行日から利子補給の申請日まで、町内において継続して同一事業を営んでいること
- ◆町税などの滞納がないこと

＜対象融資＞

県金融円滑化特別資金（一般、S N 4 号、危機関連）、新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス感染症対策マル経融資、その他

※前段の「熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金」は対象外

＜補給金の内容＞

- ◆対象融資について、取扱金融機関に毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った借りに係る利子に相当する額の全額（国または他の地方公共団体から利子補給金の交付を受けられる場合は、当該利子補給の額を控除した額）
- ◆利子補給の対象期間 融資実行日から 36 ヶ月以内
- ◆利子補給の対象融資限度額 1 億 6,000 万円まで
- ◇問合先 林務観光課 観光商工係 ☎ 47-1112



役場庁舎における感染予防

町役場でも各庁舎において感染予防対策として、人との接触をできるだけ少なくすることが重要になります。そのため、手続きを要しない要件などはできるだけ電話でご相談ください。また、できるだけマスクを着用し、体調確認や検温などを行ったうえで正面玄関からご来庁ください。

なお、正面玄関には、手指消毒液も設置していますので、ご利用ください。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

◇問合先 総務課 行政係 ☎ 46-2111